

「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」
に対する参議院本会議代表質問

2018年11月28日

立憲民主党・民友会 石橋通宏

立憲民主党・民友会の石橋通宏です。

ただいま議題となりました、出入国管理及び難民認定法等一部改正案に対し、会派を代表して質問いたします。

はじめに、我が国の未来に重大な影響を及ぼすこの重要法案が、衆議院において、わずか10数時間で審議が打ち切れ、昨夜、採決が強行されたことに対し、強い怒りを込めて抗議します。加えて、今日のこの参議院本会議も、今朝になって突然、与党から提案され、議運委員長の職権で委員会採決を行って開会を強行するという、議会の先例も何も無視した、まさに前代未聞の暴挙です。

大体なぜ、この短い臨時国会の会期中に、総理大臣が何度も外遊に出掛けるので

しょうか？ なぜその総理の外遊日程に合わせて、重要法案の審議日程が決められるのでしょうか？ 与党議員の皆さん、この良識の府・参議院までもが、一体いつまで、官邸の言うがままの追認・下請け機関に成り下がり、立法府としての責任放棄を続けるのでしょうか？

すでに本格的な人口減少社会を迎えている我が国において、国民生活の安心と安全を守っていくための担い手や支え手をどう確保していくのか、その中で、外国人労働者の受け入れをいかなる制度や環境の下に、どれだけの規模で行っていくのかを検討することは、国のあり方を左右する重要な政策論議であり、慎重かつ丁寧な国民的議論が求められるはずです。

それなのに政府は、わずか数ヶ月の、まさにやっつけ仕事で、本法案を国会に出してきました。案の定、中身はスカスカ、制度設計は生煮えどころか、生そのもので、到底、まともに審議できる代物ではありません。そんなふざけた法案を、数の力でゴリ押しして成立させようとするのは、我が国の将来に大きな禍根を残す暴挙であり、断じて容認できません。

熟議の府、参議院だからこそ、議論を尽くす責任を与野党挙げて全力で全うして
いくべきことを強く申し上げ、以下、法案について具体的に質問します。

第一に、未だにはっきりしない本法案の立法事実について質問します。

まず安倍総理、総理の言う「深刻な人手不足」の定義を、今一度、国民の皆さん
によく分かる説明で教えて下さい。

その上で、その定義に照らして、今現在、我が国で、いかなる分野や職種におい
て、その「深刻な人手不足」が生じているのか、そしてそれは、いかなる判断基
準と指標をもって証明されているのかを具体的にお示し下さい。

さらに本法案は、その人手不足を「外国人により確保を図るべき」と規定してい
るわけですが、外国人でなければ人手不足が埋められないというのは、一体いか
なる根拠に基づいて認定されているのか、総理、明確にご説明下さい。

そもそも、外国人でなければ充足ができないような深刻な人手不足は、むしろ、
試験で判定されるような特別な技能を必要としない職種や分野、いわゆる単純・

一般労働においてこそ生じていて、現状、外国人技能実習生や留学生にその穴埋めをしてもらっているのが我が国の実態なのではないのでしょうか？ 安倍総理、ぜひ認識をお示し下さい。

第二に、「移民政策」との関係について質問します。

安倍総理は、この間、一貫して、本法案は「移民政策ではない」と強調しています。まず、誰のため、何のためにそのことをことさらに強調しているのか、ぜひ教えて下さい。

一般的に、移民政策には大きく2つのタイプがあります。一つは、入国時から積極的に永住権を付与するような、典型的な「移民国家」のタイプで、もう一つは、一定の在留期間の後、一定の条件を満たした外国人に永住権を認めるタイプです。今回の「特定技能」や「高度専門職ビザ」など、安倍政権の外国人政策は、まさにこの後者の移民政策そのものだと思いますが、総理の見解をお示し下さい。

移民政策なのに移民政策ではないと誤魔化しを続け、国民の理解や覚悟がないまま、「なし崩し」で外国人の受け入れ拡大や在留の長期化を進めることが、か

えって移民問題を深刻化させて、社会の中で対立や分断、差別や偏見を生み出してしまうことは、ヨーロッパの経験からも明らかなはずで、安倍総理、その教訓から学ぶのであれば、今こそ正面から、日本版移民政策のあり方を検討していくことを国民に提案すべきなのではないでしょうか？ 答弁をお願いします。

第三に、特定技能労働者の受け入れ上限と外国人労働者全体の総数について質問します。

安倍総理、いったい特定技能には、受け入れ人数の上限があるのですか、ないのですか？ 上限設定がないままになし崩しに受け入れを拡大すれば、現場は大混乱に陥り、みんなが不幸になります。法律上の上限規制を設けるべきだと考えますが、まず明確にご説明下さい。

ただ問題は、特定技能の数だけではありません。技能実習生も、規制が緩和されて30万人を超える勢いで増加し、留学生就労の数も増えています。特定技能や実習生、留学生や日系人などを含め、今後の5年～10年で、一体どれだけ外国人労働者の受け入れを拡大する方針なのか、ぜひ総理、将来ビジョンをお示し下さい。

第四に、外国人技能実習制度と特定技能との関係について質問します。

まず、昨年失踪した技能実習生に対する調査の集計結果に大きな誤りがあった問題について、私にはどう見ても意図的な改ざんと思えないのですが、山下法務大臣、なぜあのような集計を出したのか、説明を求めます。

立法府で原因究明するためにも、個票を国会に提出すべきです。私も個票の書き写しをやりましたが、最低賃金以下、百万円以上の保証金、暴力や差別・・・酷い内容ばかりです。技能実習生の失踪は、今年上半期で過去最多になっていますが、なぜ実習生が失踪するのか、原因は何なのか、法務大臣にお聞きします。

私たちは、政府が「国際貢献策」などと言って誤魔化しを続けながら、労働者なのに労働者ではない「実習生」や「留学生」として受け入れをなし崩しに拡大し、安い労働力として都合よく利用してきたことにこそ、現場で深刻な人権侵害や労働法令違反、差別やハラスメントを蔓延させ、過労死や自殺者まで出して、失踪や不法在留者を増加させた原因があると考えています。安倍総理、ぜひ見解をお示し下さい。

本法案の最大の欠陥は、その構造的な問題がある技能実習制度を温存させるばかりか、2号・3号から特定技能1号へ「試験免除」で移行可能として、両制度を制度的に接続させていることです。これでは、技能実習制度で発生している問題が、さらに深刻化し、長期化します。安倍総理、断じてこの技能実習制度との接続はやめるべきです。答弁を願います。

山下法務大臣は、今回の国会審議で「なぜ拙速に来年4月1日施行なのか」という質問に対し、「早くしないと多くの外国人が帰国してしまうからだ」と答弁しています。これはまさに、本法案が技能実習生を便利な労働力として使い続けるための策であることを認める答弁ですが、安倍総理も同じ見解なのか、なぜ拙速に来年4月1日なのか、ご説明下さい。

結局、安倍総理、あなた方の狙いは、単純労働の受け入れではないとの誤魔化しを続けるために、今後も、技能実習生や留学生を外国人の単純・一般労働の受け皿、入り口として利用し、経営者のために安い労働力を確保しながら、ただ在留期間を長期化させるためだけに新たな特定技能を追加する、そういうことなのではないでしょうか？ 安倍総理、ぜひ明確にご答弁下さい。

その上で、技能実習生の試験等が免除されるのは、当該実習生が実際に実習を受けた職種や作業に限定されるのか、試験等免除の対象には、過去に技能実習2号を修了して帰国している外国人も含まれるのか、また、技能実習生が特定技能1号での就労を希望した場合、就労先となる事業主や勤務地は自由に選べるのか、法務大臣、それぞれ明確な確認答弁をお願いします。

第五に、特定技能の基本的制度設計について確認します。

まず、特定技能の要件となる技能の水準は、「試験に合格すること等」で確認するとしていますが、1号・2号それぞれ、どんな試験を課すのでしょうか？ この試験による技能水準の確認は、従事する職種毎なのか、それとも分野毎なのか、試験の方法と確認主体は誰になるのか、法務大臣、すべて明確にお答え下さい。

特定技能1号は、在留期間が「通算で上限5年」で、短期契約も可能とのことですが、そうすると、繁忙期だけ、例えば年間に3ヶ月だけという季節労働契約も可能なのでしょうか？ 可能だとすれば、上限の60ヶ月に達するまで、なんと

20年もの間、外国人を都合よく使い続けることが可能になりますが、そんな契約も認められるのか、安倍総理、お答え下さい。

また、特定技能1号について、家族帯同を認めないとしています。5年間だけでも国際基準からみて問題なのに、技能実習制度から移行すれば最長10年もの間、家族帯同が認められないことになり、深刻な権利侵害に問われると思いますが、安倍総理の見解をお願いします。

ところで、特定技能では「入国が認められた分野での転職が可能」になると理解しますが、これはつまり、分野内であれば職種の変更は自由で、地域の移動も自由だという理解でよいのでしょうか？ これは人権保護からも大事な点ですので、法務大臣、ぜひ明確な確認をお願いします。

なお、安倍総理は、特定技能労働者の報酬について、「日本人と同等の賃金を保障する」と国会答弁していますが、本法案には「差別的取扱い禁止」は規定されていますが、技能実習法には存在する「日本人労働者との同等報酬」は規定がありません。なぜ、法律に明記がないのか、「差別的取り扱い」とは何を基準に誰

が判断するのか、総理の説明を求めます。

第六に、特定技能所属機関と登録支援機関について質問します。

まず、「特定技能所属機関」は、許可制でも登録制でもなく、届出さえすれば誰でもなれるし、「登録支援機関」も登録だけでよく、許可でも認可でもないというのは事実でしょうか？ 法務大臣、確認を願います。

事実とすれば、こんな緩い規制でどうやって労働者の人権を守り、悪い事業者を排除出来るのでしょうか？ しかも法案には、「特定技能所属機関」に対する指導や助言、改善命令は規定されていますが、受け入れ停止処分は見当たりません。所属機関は、人権侵害や法令違反をしてもなお外国人の受け入れを続けることができるということなののでしょうか、 法務大臣、説明を求めます。

ところで、「特定技能所属機関」は、一体どうやって外国人労働者に求人し、採用するのでしょうか？ 逆に、外国人労働者の側はどうやって求職活動を行うのでしょうか？ 応募してきた外国人が、特定技能の要件に合致しているのかどうかを誰がどう判定し、認定するのも併せて、法務大臣、お答え下さい。

その上で、いったい「登録支援機関」とは何か、一体誰がなるのかを教えてください。もし、技能実習制度の「監理団体」や「労働者派遣事業者」がなるのであれば、彼らが中間マージンを得ながら外国人労働者を制度に縛り付け、囲い込むことが容易に想定されます。こんなみすみす民間ブローカーの介在を許すような制度は、絶対に止めるべきだと思いますが、安倍総理、説明をお願いします。

最後に、所管省庁のあり方について質問します。

本法案は、新たに法務省の外局として「出入国・在留管理庁」を設置することを提案していますが、法務省が、労働法令遵守の徹底や現場の監督・指導、生活支援や教育支援まで所管することなど不可能です。今こそ、多文化共生社会に向けた環境整備を、地方自治体と連携して最優先で進めていくために、省庁横断的な体制の下に新たな所管官庁を創設すべきだと思いますが、総理、ご答弁下さい。

以上、政府案の主な問題点を中心に質問しました。

我が国に「労働者」として来日し、就労する外国人については、きちんと「労働

者」としての在留を認め、国内労働者と同じ法的な権利を保障すると同時に、地域社会における「生活者」として安心して暮らしを営むことのできる体制や環境の整備をまず優先して行うべきです。

私たち立憲民主党は、国籍や民族の異なる人々が、互いに文化的・社会的背景等の違いを認め合い、相互理解と協調を基本に、社会の対等な構成員としてお互いさまに支え合い、共に生きる「多文化共生社会」の実現をめざし、国民の皆さまとともにその制度化に向けた議論を進め、未来を構想していく決意であることを申し上げ、私の代表質問とします。

(了)

(約 5000 字)